

○総務省告示第二百六十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十三第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

<p>平成二十六年 七月十五日</p>	<p>認定をした日</p>
<p>平成二十六年七 月十五日から平 成三十一年七月 十四日まで</p>	<p>認定の有効期間</p>
<p>一〇三・五MHzを 超え一〇八MHz以 下</p>	<p>指定した周波数</p>
<p>株式会社VIP</p>	<p>認定を受けた者 の名称</p>
<p>北海道</p>	<p>特定基地局により行われる 移動受信用地上基幹放送に 係る放送対象地域</p>

平成二十六年	平成二十六年 七月十五日	平成二十六年 七月十五日	平成二十六年 七月十五日	平成二十六年 七月十五日	平成二十六年 七月十五日
平成二十六年七	平成二十六年七 月十五日から平 成三十一年七月 十四日まで	平成二十六年七 月十五日から平 成三十一年七月 十四日まで	平成二十六年七 月十五日から平 成三十一年七月 十四日まで	平成二十六年七 月十五日から平 成三十一年七月 十四日まで	平成二十六年七 月十五日から平 成三十一年七月 十四日まで
一〇三・五MHzを	九九MHzを超え一 〇三・五MHz以下	九九MHzを超え一 〇三・五MHz以下	一〇三・五MHzを 超え一〇八MHz以 下	一〇三・五MHzを 超え一〇八MHz以 下	九九MHzを超え一 〇三・五MHz以下
株式会社VIP	株式会社VIP	株式会社VIP	株式会社VIP	株式会社VIP	株式会社VIP
近畿広域圏	東海・北陸広域圏	東海・北陸広域圏	関東・甲信越広域圏	関東・甲信越広域圏	東北広域圏

